

○岩手県警察自動車運転技能検定に関する訓令の制定について

昭和 51 年 6 月 16 日

岩警発第 373 号

警 察 本 部 長

通達の概要

警察職員による交通事故は、社会の厳しい批判を受け警察の信用を失墜させるだけでなく、職員の士気を低下させ、警察職務の遂行に多くの支障をきたすところである。従って、警察車両の運転に従事する職員に対して技能検定を実施することとし、訓令の趣旨並びに運用方針等を定め、適正かつ効果的に運用することとしたもの。